

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年3月7日（火） 8：22～8：29

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
松本剛明 国務大臣（総務大臣）
齋藤健 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）
谷公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後藤茂之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 5件
- 法律案 6件
- 政令 3件
- 人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「フィジー国」及び「パキスタン国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。

本件は、8日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ブルンジ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、令和4年度第3・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を財政法に基づき、国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、法律案6件について、御決定をお願いいたします。まず、「マイナンバー法等の一部改正法案」は、マイナンバーを利用することができる行政事務の範囲を拡大するとともに、在外公館におけるマイナンバーカードの交付手続の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、「デジタル規制改革推進一括法案」は、情報通信技術の進展を踏まえた規制の見直しを推進するため、特定の記録媒体による行政機関への申請等について、オンライン化を可能とする等の措置を講ずるものであります。

次に、「入管法及び入管特例法の一部改正法案」は、紛争避難民等を難民に準じて確実に保護する制度や、収容に代わる監理措置の創設等について定めるものであります。

次に、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係整備法案」は、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管する等の措置を講ずるものであります。

次に、「国立健康危機管理研究機構法案」は、感染症危機の発生時における科学的知見の提供体制の強化等を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立するものであり、「同機構法の施行に伴う関係整備法案」は、同機構の設立に伴い、感染症法等、関係法律の所要の規定の整備を行うものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「警察法施行令の一部改正令」は、国家公務員の定年の段階的引上げ等に伴い、所要の規定を整備するものであります。

次に、「防衛省設置法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年3月16日等とするものであり、「自衛隊法施行令及び防衛省職員給与法施行令の一部改正令」は、陸上自衛隊の師団及び旅団の編成を改める等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、検査官等12機関31名の任命につき、両議院の同意を求めることについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、鈴木裕外129名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和5年 〕 (火)
3月7日

◎一般案件

- 資料あり ☆ フィジー国特命全権大使フィリモネ・ワガバザ外
1名の接受について（決定）（外務省）
- 〃 ☆ ブルンジ国駐箚特命全権大使福島 功に交付すべ
き信任状及び前任特命全権大使今井雅啓の解任状
につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ { 1. 参議院議員吉川沙織（立憲）提出東ね法案及
び新規制定の法律案に関する質問に対する答
弁書について（決定）（内閣官房）
1. 参議院議員ガーシー（N党）提出若年被害女
性等支援事業の委託を受けた社会福祉法人等
が他の国庫補助金等の補助を受けて事業を実
施している場合における留意点等に関する質
問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
1. 参議院議員ガーシー（N党）提出若年被害女
性等支援事業実施要綱の記載を理由に東京都
が委託先を特定の団体へ指定していること等
に関する質問に対する答弁書について
（決定）（同上）
- 〃 ☆ 令和4年度第3・四半期における予算使用の状況
を国会及び国民に報告することについて（決定）
（財務省）
- 〃 ☆ 令和4年度第3・四半期における国庫の状況を国
会及び国民に報告することについて（決定）
（同上）

◎法律案

資料あり

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）
〔デジタル庁・総務・法務・財務・厚生労働省〕
- 〃 ○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（決定）
〔デジタル庁・公正取引委員会・警察・金融・消費者庁・総務・法務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省〕
- 〃 ○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（決定）（法務省）
- 〃 ○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（決定）
〔厚生労働省・消費者庁・財務・国土交通・環境省〕
- 〃 ○国立健康危機管理研究機構法案（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（決定）（厚生労働省）

◎政令

資料あり

- 警察法施行令の一部を改正する政令（決定）（警察庁・財務省）
- 〃 ○防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（防衛省）
- 〃 ○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人 事

資料
あり

○検査官等の任命につき、両議院の同意を求めることについて（決定）

〃 ☆香川大学名誉教授鈴木 裕外 1 2 9 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]